

さいたま市長 11月定例記者会見

平成18年11月9日（木曜日）

午前11時開会

○ 進 行 それでは、記者クラブの皆さんこんにちは。ただいまから定例記者会見を始めさせていただきます。

 それでは、幹事社の時事通信さん、進行をよろしくお願いいたします。

○ 時事通信 11月の幹事を務めます時事通信と申します。よろしくお願いいたします。

 それでは、早速ですけれども、本日の記者会見の内容について市長の方からご説明をお願いします。

○ 市 長 それでは、皆さんこんにちは、定例の記者会見を始めさせていただきます。

 まず、議題1、さいたま市景観表彰受賞作品の決定についてご説明をいたします。

 さいたま市では、「さいたま市美しいまちづくり景観条例」を制定し、さいたま市らしい都市景観の形成に努めているところでございます。

 「さいたま市景観表彰」は、この条例に基づく表彰制度でありまして、ことしで6回目を迎えることになりました。

 一昨年の景観法施行以来、景観に対する関心はますます高まり、今回の本表彰も多数のご応募、ご推薦をいただきました。このことは、本市における市民の皆さまの景観に対する関心の高さを示すものであるというふうに考えております。

 このたび、応募総数174件の中から選考会の選考を経て、景観賞4作品、景観協力賞5作品、計9作品を決定をいたしましたので、お手元の資料のとおり発表させていただきます。

 本市では現在、啓発事業である本表彰制度を初め、大規模な建築物等の景観誘導事業を通じて、地域特性に応じた良好な都市景観の形成を図るとともに、景観法の活用も視野に入れた都市景観形成基本計画を策定しているところです。

 優れた都市景観は、行政だけではなく、市民の皆様、各事業者様のご協力をいただき、同時に、国、県とも連携を図りながら形成をしていくものであります。

今後も本市がまちづくりの基本理念の一つとしております「市民と行政の協働」にのっとり、魅力ある都市空間の創造に努めてまいりたいと考えています。

議題1については、以上です。

続いて議題2、2006さいたまシティマラソンの開催についてご説明いたします。

2006さいたまシティマラソンが平成18年11月19日、日曜日に開催をされます。8時30分開会式、競技のスタートは9時からとなっています。

さいたまシティマラソンは、「一市民スポーツ」を基本理念に、「みんなでつくろう！スポーツのまち・さいたま」の実現に向けて寄与するとともに、高いレベルの競技大会を市民の皆様にご提供することができる大会として、これもことしで6回目となります。

コースは、駒場スタジアムをスタート・ゴールとする市内特設コースです。

参加申込者につきましては、北は北海道、南は鹿児島県の22都道府県から3,832名の申し込みがありまして、昨年より264名、7.4%増加をするなど、回を重ねるごとに大きなイベントに成長しています。

なお、マラソン大会当日、午前8時50分からお昼ごろまで、駒場スタジアム周辺と第2産業道路・国道463号線の一部などで交通規制を行います。

詳細につきましては別添交通規制図のとおりでございます。

皆様のご協力をお願いいたします。

議題2につきましては、以上です。

続きまして議題3、平成18年度青少年の主張大会について、ご説明いたします。

さいたま市では、12月2日、さいたま市民会館うらわにおきまして「平成18年度青少年の主張大会」を開催いたします。

この大会は、青少年健全育成事業の一環として、平成13年度より実施をし、6回目の開催となるものであります。

青少年が日々の生活の中で思っていることや感じていることを自分の言葉としてまとめ、発表することにより、広い視野に立って物事を考える力

やそれを正しく表現し、伝える力を養うとともに、国語力の向上を図ることを目的としています。

さらに大会を通じて多くの人たちが青少年に対する理解を深め、健全育成を進めていく契機とするものでございます。

また、教育委員会の取り組んでいる国語力の向上事業の一環として、表現力の向上を図るため、本大会を発表の場の一つとした位置づけを受け、連携協力のもと推進をするものです。

また、応募資格を市在住のみから、市在住及び在学とし、さらに多くの青少年に参加の機会を設定をいたしました。

応募数も、前年度の166件から、542件と増加をし、全作品の中から第1次審査を経て選出をされた、小学生5名、中学生5名、高校生4名の計14名が発表を行います。

なお、昨年度までの優秀賞、優良賞にかわりまして、市長賞・議長賞・教育長賞・市民会議会長賞を設け、青少年への一層の奨励を行うものでございます。

また、今大会のアトラクションについては、今年度の埼玉県吹奏楽コンクールで金賞に輝き、吹奏楽西関東コンクールでも銀賞を受賞いたしました、岩槻中学校吹奏楽部が演奏を行う予定です。

ぜひ、多くの皆さんにご来場いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

本日ご説明をした事業のほかにも、ポスターが後ろに貼ってありますが、「農業祭」や「各区の区民まつり」など催しが多数予定されておりますので、取材方をよろしく願いをいたします。

とりあえず以上です。

○ 時事通信

今の市長のご説明について、質問がある社はお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、幹事社質問に移らせていただきます。

まず1番です。先般の前福島県知事の逮捕などにより、県知事など地方自治体首長の多選に伴う弊害が取りざたされております。

こうした中で、市長は自治体首長の多選問題について、どのようなご意見をお持ちでしょうか。

また、政府・与党内からも条例などによる首長の多選禁止を検討すべき

との声が上がっていますけれども、こうした動きに対するお考えもお聞かせください。

これが1点目です。

2点目です。今国会に地方分権改革推進法案が提出される見通しとなり、政府による地方分権確立に向けた動きが本格化しています。

そこで、道州制や国と地方との役割分担の見直しのあり方などに関して、市長の地方分権に対する基本姿勢について、改めてお聞かせください。

これが2点です。よろしく申し上げます。

○ 市 長

はい。まず、第1問目の多選の問題です。どこからが多選になるかというのは、人それぞれで考えが違うのではないかというふうに考えております。一部に条例で多選禁止を図ることを検討すべきという意見もあるようですが、一般論として申し上げれば、就任期間が長いからといって、必ずしも福島県のようなことが起きるとは限らないわけでもありますし、また同時に和歌山県でも似たような事件が指摘をされておりますが、和歌山県知事はまだたしか2期目だというふうに思っておりますし、必ずしも任期の長さとその中身とは一致しないのではないかなというふうに思っております。要は首長の姿勢にかかっているわけでありまして、有権者が選挙を通じて判断されることが基本であろうと、このように思っています。

それから、次の2番目の地方分権について申し上げます。地方分権改革は、国民にとって真にゆとりと豊かさを実感できる社会を実現できますよう、国の形を中央集権型から地方分権型に転換していくことを目指して行われるべきものです。

ご案内のとおり、これまでも三位一体改革のような改革が行われてきましたが、これらは国主導により行われており、地方分権の趣旨からは十分とは言えないものとなっています。

今後も第2期改革を強力に進めることが必要でありまして、法案にある基本理念を踏まえた真の地方分権につながる改革、地方の自主性・自立性を高める改革をしなければなりません。

そのためにも、改革の当事者である地方が参画をして地方の意見を反映させる仕組み、例えば（仮称）地方行財政会議を構築していくことや、法案にある地方分権改革推進委員の委員の選任に当たっても、地方の意見を踏まえることが必要であろうというふうに思っています。また、税源移譲

の際にも、地方が担うべき事務と責任に合った税源配分を行うべきであります。

道州制についてですが、安倍首相は道州制ビジョンの策定を明言をし、新たに行革・道州制担当大臣を置くなど、道州制導入に強い意欲を示されておりますが、私といたしましては真の地方分権社会構築の一環として、導州制の導入に向けた道筋を早期につけ、国と地方の新たな役割分担について徹底した議論を進めていくという観点から、今後の進捗を大いに期待をいたしています。

さいたま市としても、道州制導入により、市民にとってのメリットなどの視点で、道州制や大都市制度のあり方についての検討を進めていきたいと思っています。

ことしの春の八都県市首脳会議では、私から八都県市で道州制について研究していくことを提案をし、現在、国と地方の役割分担等につきまして、首都圏の持つ特殊性を踏まえた研究を進めているところでございます。今後も指定都市市長会、八都県市首脳会議などと連携を図りながら、真の地方分権社会の実現に努めていきたいと考えております。

とりあえず以上です。

- 時事通信 それでは、今の幹事社質問などについて質問ある方お願いします。
- 読売新聞 多選なんですけども、多選ということは置いておいて、一人の首長として適切な任期とか長さというのは市長の中であるんでしょうか、お考えというのは。
- 市 長 そうですね。人によって違うということはさっき申し上げました。一概にですね、言えないんじゃないかなと。というのは、例えば就任されたときがですね、例えば40歳の人と、それから60歳で就任した人とは20年、年代のギャップもあるわけですから、一概に何期が多選だというふうなことというのは、規定するのは難しいのかなというふうに思っています。
- 読売新聞 長過ぎることに対して批判が一般的にあると思うんですけども。
- 市 長 そうですね。
- 読売新聞 そこに対しては、要するに首長次第……
- 市 長 ですね。
- 読売新聞 緊張感を持てるかどうかということなんですか。
- 市 長 そうですね。だと思えますよ。ただ、何かね、多選になると起こりやす

- 読売新聞 これまでの会見や議会などでは、公益性を一つの理由とすることと、あと北朝鮮の問題と総連の公益性とは別問題だという姿勢だったと思うんですが、その点については。
- 市 長 そうですね。今までの減免してきた理由は、前にも申しあげましたけども、朝鮮総連に関連する施設は在日朝鮮人の人たちが集う場所であると同時にですね、日本と北朝鮮の友好を深める場でありまして、また無料で地域に開放されるものというところから公民館や集会所的な公益性を認め、固定資産税、都市計画税を減免をしてきたのは今まで申しあげたとおりであります。今までは、朝鮮総連と北朝鮮という国とは別だということも申しあげてまいりましたけれども、朝鮮総連はその機関紙の発表内容、こういったものを見ますと、北朝鮮との深いつながりがあるという判断をしたわけであります。また、朝鮮総連は北朝鮮を支持をして、その国家的、法的な保護のもと、愛国事業を積極的に展開をする団体でありまして、北朝鮮政府の委任により旅券発給業務を行っていることなどからですね、双方の関係が非常に深いという判断に至ったということです。
- 埼玉新聞 すみません。見直しの内容をもうちょっと詳しく知りたいんですが、一部減免を残すとか、そういうようなことでしょうか。
- 市 長 一部ではなく、固定資産税、都市計画税、ご承知のように4期に分けて納付することになっておりますので、今まで1期、2期については減免をしてまいりました。第3期の12月分、第4期の来年2月分、これについて減免を取り消して課税をするというものです。
- 埼玉新聞 来年度以降も減免はしないという方向でいくということでしょうか。
- 市 長 はい。今後、減免というのは、個々具体の事情を判断した上で行うものでございますので、今後状況に変化があれば改めて検討することになるかと思いますが、現状の状況が続くようであれば、そのまま減免はしないということになるかと思っています。
- 読売新聞 これは、総務省から何度か文書などで適切な課税をという指導があったと思うんですけども、それに沿った取り組みのものなんでしょうか。
- 市 長 そのこともありますが、やはり直接的には核実験によって市民感情がやはり非常に高まってきたということが一番のポイントになるかと思っています。
- 読売新聞 先日、救う会埼玉の方から質問状というのが、あれは影響しているんで

しょうか、今回の判断に。

- 市長 直接それは影響ありません。
- 読売新聞 総連の県本部には、既に連絡はしているんですか。
- 市長 いや、どうだろう。担当、来ていますか。
- 事務局 まだしておりません。これからです。
- 埼玉新聞 例えばいつ付でされるとか、具体的な日付はあるんでしょうか。
- 事務局 後ほどすぐ、これで考慮しております。
- 埼玉新聞 すぐ。
- 事務局 はい。
- 市長 今日の午後とか……
- 埼玉新聞 今日付とかそういうこと……
- 事務局 ええ、今日以降ということです。
- 埼玉新聞 今日付とかあしたとか、そういう……
- 事務局 ですから、それは今日及びあした、検討させていただきます。
- 埼玉新聞 文書通知か何かになるんでしょうかね。
- 事務局 文書通知です。取り消し通知です。
- 読売新聞 すみません。自立支援法の関係で、9月議会などでは秋以降様子を見て、さいたま市の方で実情を調べてからという話があったんですが、それ以降これまでに動き等ありますでしょうか。
- 市長 今ご質問のようにですね、9月議会の答弁等受けまして、障害者自立支援法施行後の状況把握のための調査を行いました。調査は、障害者団体及び障害者施設等の関係各機関を通じて、利用者及び通所授産施設等の障害者施設にアンケートを配布をいたしました。現在集計作業中ですが、利用者負担がふえたと感じている方や負担の見直しが必要と感じている方が多いと見られます。また、施設の利用者数や利用日数も減っているという状況も見られるようです。今後、9月議会で答弁いたしましたように、制度の急激な変更によって、サービスの利用を抑制したり、施設の運営が不安定になるようなことが生じては、法の趣旨が生かされないこととなりますので、調査結果を十分に検討し、適切な対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

調査の内容について申し上げますと、障害者に対しましては、利用している福祉サービスの種類、それから利用者負担が生活に与える影響、法施

行の後に受けたサービス量に変化があったかどうか、それから利用者負担についての感想、こういったものをお聞きをいたしました。通所授産施設等の障害者施設に対しては、利用者の状況や収入の増減、施設運営をする上での課題などをお聞きをいたしたところでございます。

とりあえずその後の進展は以上です。

- 読売新聞 適切な対応というのは、いわゆる1割負担に対する緩和措置ということなんですか。
- 市長 9月議会でも答弁いたしましたようにですね、制度の急激な変更によって、サービスの利用を抑制したり、施設の運営が不安定にならないような方向を何とか見出したいということであります。そのため、利用者負担のみではなくですね、施設運営も含めた観点からの検討が必要だろうと、このように思っています。
- 読売新聞 まだ具体的な中身とか実施時期はまだ……
- 市長 まだそこまではいっておりません。今申し上げましたように、調査をしまして、その集計を今行っているということの中で、施設運営、利用者負担、両面からですね、どういう方法がいいだろうかということはこれから具体的に検討が始まるという段階です。
- 東京新聞 アンケートの集計は、どれくらいで終わりそうでしょうか。
- 市長 だれか来ていますか。
- 事務局 来ておりません。
- 市長 来ていない。
- 事務局 はい。
- 市長 じゃ、後ほど。
- 埼玉新聞 15日に横浜で八都県市の会議があるかと思うんですけども、さいたま市の方から何か提案とかというのは、ご予定があるのでしょうか。
- 市長 あります。
- 事務局 各構成員の首脳の提案のことかと思えますけれども、さいたま市から提案をしたいということで今準備を進めております。
- 埼玉新聞 内容についてはまだ。
- 事務局 ええ、もう少し待っていただきたいと思います。
- 市長 実はですね、八都県市でいろんな各種の提案してくると、バッティングしちゃうことが結構あるものですから。

- 埼玉新聞 調整中ですか。
- 市長 少し調整をしていくということになります。二、三案持ち寄ってですね、それで余りバッティングしないような方向でね、やろうという、決まりじゃありませんけども、そんな流れになっていますので。
- 事務局 補足よろしいでしょうか。
- 市長 はい。
- 事務局 調整が終わり次第、記者の皆さんにちょっとレクチャーをさせていただきたいなと思っておりますので、後ほどまたご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 埼玉新聞 浦和レッズなんですけど、かなりリーグ優勝の可能性が見えてきたかなみたいな気がするんですが、ナビスコ杯のときの優勝のときには、パレードされて大分盛大にやりましたけれども、今回は何かお考え、もしくは具体的にちょっと決まっているところがあれば。
- 市長 まだ優勝したわけじゃないんで、何とも言えないんですが、レッズ側としてはパレードをやりたいと。それから、前回ナビスコのときのようにですね、市役所の4階のベランダを使ってですね、優勝報告をしたいということは、公式に言ってきたわけじゃないんですけども、そんな話が出ています。
- 埼玉新聞 市としては、バックアップはどのような形でやられるんですか。
- 市長 そうですね、やっぱり会場の提供というようなことになろうかと思えますね。あと、パレードコースをね、警察の方の認可(許可)を得ませんとパレードできませんので、もし必要があればそういうお手伝いをするということになろうかと思えます。
- 埼玉新聞 やっぱりナビスコとリーグ優勝と差をつけるあれはないですけど、リーグ優勝というのはすごいと思いますので……
- 市長 やっぱり重いと思えますね。
- 埼玉新聞 ええ。前回よりはちょっと盛大にできそうですか。
- 市長 結局盛大にする、しないということで、やることは大体同じようなことなんですけど、サポーターの皆さんがどれだけ集まるかという結果においてですね、非常に盛大になるのかどうかということの分岐点なのかなというふうに思っています。ですから、またことしの1月1日、天皇杯優勝したわけなので、本当はそういう祝賀行事があってもしかるべきだったんです

が、元旦という期日がですね、何とも身動きがつかない期日だったもんですから、天皇杯についての優勝についてはさしたる祝賀行事はありませんでした。

- 時事通信 ほかよろしいでしょうか。
- 毎日新聞 緑区の生コン工場の問題で、さいたま市が批判にさらされているわけなんですけど、業者と並んで。この問題について、改めて市長にお伺いしたいんですが、市としてこの問題をどのように受けとめておられるのかということと、なぜ26年間も放置されたのかということと、あと今後住民救済のために業者を告発する考えなどがあるのかどうかという、この3点お伺いします。
- 市長 緑区三室地区の生コン工場の違反建築物の対応につきましては、事業主から3年をめどに生コンプラント工場を移転する旨の誓約書が平成18年8月25日に提出をされておまして、その誓約書の履行を求め、現在是正指導を行っていることを、9月23日に生活環境を守る会に対しまして説明を行ってきたところです。

市といたしましても、早期の生コン工場の移転に全力で取り組み、今後は違反是正が完了するまでの間、騒音・粉塵等の公害に対する指導並びに交通安全に対する安全対策等について、関連部署間の連携を図り、市民が安全で安心して住めるまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

それで、一日も早い工場移転、これが第一義であろうというふうに考えて、全力で取り組んでおりますが、それとともに工場を移転するまでの間の工場周辺の問題等に対する組織横断的な対応が必要と考えまして、庁内の緑区内生コン工場問題連絡会議を設置をいたしまして、10月の27日に1回目の会議を開催をいたしました。今後とも関係部署の連携を深め、課題に対応してまいります。

また、住民の方から要望がございました市と住民との説明会は既に行っておりますけれども、さらに事業者を含めた3者による具体的な是正に向かっての説明会を早急に開催できるよう日程等の調整を現在行っている、そういう段階です。
- 毎日新聞 すぐに告発の考えはないということですか。
- 市長 そうですね。告発して法律上の措置命令を発することは、それをとらえ

て事業者から訴訟を受けると、こういう可能性が高くなるわけです。そうしますと、その結果、訴訟についてですね、裁判に相当の期間を要するということになりますから、逆に3年以上かかってしまうと、こういう逆の面もありますので、現在告発をするということは考えておりません。

やはり工場の移転ということは、移転先の土地の確保が第一になってきます。また、生コンプラントの建設もね、当然会社としてはそれが生コン会社の事業ですから、生コンの生産プラントの建設も行うということになるかと思います。ある程度の時間はどうしてもかかるのは避けられないなというふうに思っておりますが、現段階では違反者も3年をめどに工場の移転の方向で是正の意思を明確にしている状況なので、強い是正指導を行うとともにですね、移転のめども立たない状況が続くのであれば、やはりこれは法的手段も辞しませんよと、こういうことを申し上げながら、是正指導を強く行ってまいりたいというふうに考えています。

- 時事通信 よろしいでしょうか。
- 市 長 さっきの。すみません。障害者自立支援法のアンケートの期日ですが、11月中にまとまるということで今調整しています。
- 時事通信 それでは、質問もないようですので、きょうはこれで。
- 市 長 どうもありがとうございました。
- 進 行 これで定例記者会見を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

午前11時33分閉会